

平成 21 年 4 月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

社労士 V 21 年受験

佐藤としみの条文順過去問題集④【国年・厚年編】

(21 年版初版用)

頁	該当箇所	修正前	修正後	備考
157	解 答 2	○ (法 4 条 1 項、法 25 条、 令 1 条 1 項 12 号、2 項かっこ 書) 現物給与の価額を決定 する社会保険庁長官の権限 は、地方社会保険事務局長へ 委任されている。ただし、社 会保険事務所長へは委任され ていない。	× (法 4 条 1 項、法 25 条、 令 1 条 1 項 12 号、2 項かっこ 書) 現物給与の価額は、「厚 生労働大臣が定める」とされ ている。	